除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第１号
東京都日野市南平１丁目14―20
申立人　山﨑寿美子
福井県坂井市丸岡町猪爪４―204
申立人　田口　圭子
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月14日
平成24年５月16日　福井簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＫＦ074496
金額　1,123,401円
支払人　福井信用金庫芦原支店
支払地　福井県あわら市
振出日　平成23年10月25日
振出地　あわら市市姫一丁目９番21号
振出人　あわら市商工会　会長　久野　好輝
最終所持人　矢根美津子

平成２４年（へ）第３号
兵庫県加西市玉野町1131番地の115
申立人　西脇工業株式会社
代表者代表取締役　西脇　章司
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月17日
平成24年５月18日　神戸簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＴＳ282760
金額　1,700,000円
支払期日　平成24年４月30日
支払地　神戸市
支払場所　株式会社三井住友銀行神戸営業部
振出日　平成23年12月28日
振出地　神戸市
振出人　三輪運輸工業株式会社　取締役社長　白石　勝士
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
大阪市港区築港１丁目14番２号
申立人　金森石油株式会社
代表者代表取締役　森本　繁幸
申立人代理人弁護士　笠島　幹男
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月17日
平成24年５月18日　岡山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｋ584159
金額　384,071円
支払期日　平成24年１月７日
支払地　岡山市
支払場所　株式会社トマト銀行岡山南営業部
振出日　平成23年９月20日
振出地　岡山市
振出人　三原商事株式会社　代表取締役　奥野　弘
受取人兼第一裏書人　瀬口屋鋼材株式会社　代表取締役　小林　和夫
第一被裏書人兼第二裏書人　株式会社ダイサン　代表取締役　中西　正純
第二被裏書人兼第三裏書人　丸三海運株式会社　代表取締役　荒川　和音
第三被裏書人兼最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
福島県河沼郡会津坂下町大字新舘字森前435番地
申立人　アルトン工業株式会社
代表者代表取締役　鈴木二三夫
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月17日
平成24年５月21日　さいたま簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ210942
金額　2,225,856円
支払期日　平成24年４月25日
支払地　埼玉県さいたま市
支払場所　株式会社みずほ銀行浦和支店
振出日　平成23年12月25日
振出地　埼玉県さいたま市
振出人　双葉電気株式会社　代表取締役　松本　隆幸
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第４号
東京都青梅市勝沼１丁目52番地
申立人　根岸　典史
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月27日
平成24年５月18日　青梅簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　２通
⑴小切手番号　000533
金額　5,000,000円
支払人　株式会社りそな銀行東青梅支店
支払地　東京都青梅市東青梅２丁目17番地４
振出日　平成22年８月27日
振出地　東京都青梅市東青梅２丁目17番地４
振出人　株式会社りそな銀行東青梅支店　お客さまサービス部長　山岡　一博
最終所持人　申立人
⑵小切手番号　000534
金額　5,000,000円
支払人　株式会社りそな銀行東青梅支店
支払地　東京都青梅市東青梅２丁目17番地４
振出日　平成22年８月27日
振出地　東京都青梅市東青梅２丁目17番地４
振出人　株式会社りそな銀行東青梅支店　お客さまサービス部長　山岡　一博
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第７号
広島県呉市広大新開３丁目４番17号
申立人　山陽土木株式会社
代表者代表取締役　鎌田　　収
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月17日
平成24年５月18日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＤ283494
金額　360,000円
支払期日　平成23年10月25日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行堂島支店
振出日　平成23年５月31日
振出地　大阪市
振出人　丸五基礎工業株式会社　代表取締役　平見　　殖
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、適法な権利の届出をする者がなかったので前記の権利は失権する。
千葉県香取市八筋川2060番地
申立人　前島　治夫
権利の届出の終期　平成24年５月11日
平成24年５月14日　佐原簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴不動産の表示
所在　香取市八筋川字利根川通
地番　甲2046番３
地目　畑
地積　90平方メートル
⑵登記年月日番号　千葉地方法務局香取支局昭和２年３月22日第1342号
⑶登記をした権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　昭和２年１月10日設定
借賃　１年83銭
支払期　毎年１月末日
存続期間　15年
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　東京府豊多摩郡高井戸町大字中高井戸32番地
吉田　直道

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６３９６号
東京都世田谷区太子堂１丁目４番33号
債務者　東立電機システム株式会社
代表者代表取締役　深代　尚治
１　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石田　央子
４　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部